

安全機器等導入促進助成金交付要綱

平成23年5月20日 制定
令和7年4月25日最終改正
一般社団法人神奈川県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）が、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して、交通事故防止対策及び環境対策を推進するため安全機器等の導入に係る助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、神ト協会員事業者を対象とする。

- 2 会費を滞納している事業者は助成対象としない。
- 3 令和7年度中に新規入会した事業者にあつては、入会日以降に導入した機種を助成対象とする。

(助成対象機器)

第3条 助成金の対象となる機器は、次のとおりとする。また、助成金の対象となる助成対象機器等は別表による。なお、助成対象機器は、全ト協、神ト協が指定、分類した機器を助成対象とし、中古品・レンタル品については助成対象外とする。

- 1 ドライブレコーダー装置
ドライブレコーダー装置とは、会員が新たに購入したもので、映像や走行データを記録する装置とする。
- 2 EMS装置
EMS装置とは、会員事業者が新たに購入したもので、エコドライブの実践に効果のある装置（デジタルタコグラフ等）とする。
- 3 後方確認警報装置（バックセンサー）
後方確認警報装置とは、会員事業者が新たに購入したもので、センサー等により、後方を警告音等により確認できる装置をいう。
- 4 側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）
側方視野確認支援装置とは、会員事業者が新たに購入したもので、次の各号に掲げる機能を有するものに限る。なお、装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないこと

を条件とする。

- ①当該運転者席において容易に左側方視野が確保できること。
- ②車両左側方の交通状況が左折方向指示器と連動してモニターに表示されること。
- ③日中・夜間 問わず歩行者等の動向が確認でき、モニターに映し出される映像は実像（通信速度に遅延がなく、かつカメラ映像がリアルタイムで当該モニターに表示されることをいう）であるもの。

5 後方視野確認支援装置（バックアイ）

後方視野確認支援装置とは、会員事業者が新たに購入したもので、次の各号に掲げる機能を有するものに限る。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ①後退時の後方視野が確保できること。
- ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

6 側方衝突監視警報装置

側方衝突監視警報装置とは、会員事業者が新たに購入したもので、次の各号に掲げる機能を有するものに限る。なお、装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ①当該車両の左側付近の歩行者、自転車の存在を検知するものであること。また、トラクタ・トレーラが左折する際の屈曲状態においても、検知する範囲を維持できる性能を有すること。
- ②左折時における対歩行者、対自転車との衝突の危険性を電子的に判断し、左側方向指示器と連動して警告（警報音及び警告灯によるものとする）する機能を備え、走行時における衝突の危険性が生じた場合に当該車両の運転者に警告するもの。
- ③警告灯による警報装置は、当該車両の左側のAピラーに備えられたものであり、当該運転者席において安全確認時に運転者の視界等への影響がなく、容易に当該警告が知覚できるものであること。

7 I T点呼に使用する携帯型アルコール検知器

I T点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、通信機能を有し、または携帯電話等通信機器に接続し、測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できる検知器をいう。

8 アルコールインターロック装置

アルコールインターロック装置とは、車両に取り付け、呼気を吹き込むことによりエンジン始動の可否を確認できる装置のことをいう。

9 トルク・レンチ

トルク・レンチとは、会員事業者が新たに購入したもので、ホイールナットを規定のトルクで締め付ける機器のことをいう。

(助成金の額・上限台数等)

第4条 助成金の交付額及び申請上限台数は、別表1による。

- 2 側方視野確認支援装置については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方に装着した場合に限り、助成金を交付する。
- 3 側方衝突監視警報装置については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方に装着した場合に限り、助成金を交付する。但し、トラクタ・トレーラに装着した場合、トラクタの自動車検査証の最大積載量の欄に記載されている第5輪荷重が8.5t以上である場合に限り、助成金を交付する。
- 4 IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器については、安全性優良事業所（Gマーク）が導入する場合に限り、助成金を交付する。
- 5 トルク・レンチについては、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する営業所に、「600N・m」以上の締め付け能力を有する機器を導入した場合に限り、助成金を交付する。

(機器の装着、配置)

第5条 助成金の対象となる機器の装着、配置は、神奈川県内に使用の本拠を有する事業用貨物自動車、及び県内の認可営業所に取付、及び配置すること。

- 2 令和7年度中に新規入会した事業者及び安全性優良事業所にあつては、入会日以降及び認定日以降に導入した機器を助成対象とする。

(助成対象期間及び受付期間等)

第6条 助成対象期間は、令和7年3月1日から令和8年2月27日までに導入が完了し、支払いが終了したものを対象とする。なお、リース契約及び割賦購入の場合は、上記期間に導入が完了し、リース契約開始日及び割賦購入支払開始日が対象期間に該当するものに限る。

但し、上記の期間内であっても令和7年度の予算枠に達した場合は、その時点までとする。

- 2 申請書の受付期間は、令和7年6月2日から令和8年2月27日までとする。
- 3 申請書の提出期限は、令和8年2月27日とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金を受けようとする会員事業者は、機器の装着、購入を行った後に、「安全機器等導入促進助成金申請書」に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに神

ト協窓口に提出する。

また、郵送による申請についても受付けるものとし、受付日は申請書が神ト協に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

- 2 添付書類等、別表2に定める必要書類を満たさない申請については、これを受理しない。

(助成金の決定)

第8条 神ト協は、前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請の内容が適合すると認められたときは、助成金の交付決定を行い、「安全機器等導入促進助成金交付決定通知書」を事業者に通知する。

(助成金の交付)

第9条 神ト協は、前条の「安全機器等導入促進助成金交付決定通知書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の取下)

第10条 事業者は、申請を取下げの場合には速やかに「安全機器等導入促進助成事業取下届出書」を神ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の要件等)

第11条 機器の装着車両は、使用過程車、新車（新車時のオプション設定）のいずれの車両への装着も対象とする。

- 2 会員事業者は、機器を装着、配置した際の車両の走行内容（事故データを含む）等の情報提供を神ト協より依頼された場合、その情報提供に協力できること。
- 3 会員事業者は、助成事業を利用し装着したドライブレコーダーを有効活用するため、ドライブレコーダー活用講座の受講に努めること。
- 4 1台あたりの助成額について、国・他団体の助成金を含む助成額の合計が、対象経費の総額の1/2を超えての助成は行わない。
- 5 国の補助金が交付される機器及び令和7年3月1日から令和7年3月31日に導入した機器については、全ト協助成金の交付申請をすることができない。
- 6 自社にて取付を行った安全機器については、取付費用の交付申請をすることができない。

(機器の処分制限)

第12条 会員事業者は、助成対象となった機器が装着、配置の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ神ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第13条 神ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の

全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他神ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

- (附 則) 本要綱は平成23年4月1日より施行する。
- (附 則) 本要綱は平成24年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成25年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成26年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成27年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成28年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成29年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は平成30年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は2019年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和 2年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和 3年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和 4年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和 5年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和 6年4月1日より適用する。
- (附 則) 本要綱は令和 7年4月1日より適用する。

<別表 1>安全機器等助成額

	助成額（単位＝円）		助成上限台数
	全ト協	神ト協	
ドライブレコーダー装置 (簡易型・標準型・運行管理連携型)	—	対象経費の1/2 上限20,000	会費請求台数分まで 上限15台
EMS装置	—	対象経費の1/2 上限30,000	会費請求台数分まで 上限15台
後方確認警報装置 (バックセンサー)	—	対象経費の1/2 上限20,000	会費請求台数分まで 上限5台
側方視野確認支援装置 (サイドビューカメラ)	—	対象経費の1/2 上限20,000	会費請求台数分まで 上限5台
後方視野確認支援装置 (バックアイ装置)	対象経費の1/2上限 20,000	対象経費の1/2 上限20,000 (但し、全ト協助成期間外のみ助成)	会費請求台数分まで全ト協と神ト協 の助成を併せて上限5台
側方衝突監視警報装置	対象経費の1/2上限 100,000	対象経費の1/2 上限100,000 (但し、全ト協助成期間外のみ助成)	会費請求台数分まで全ト協と神ト協 の助成を併せて上限5台
IT点呼に使用する 携帯型アルコール検知器	対象経費の1/2上限 20,000	対象経費の1/2 上限20,000 (但し、全ト協助成期間外のみ助成)	会費請求台数分まで全ト協と神ト協 の助成を併せて上限5台
アルコールインターロック装置	対象経費の1/2上限 20,000	対象経費の1/2 上限20,000 (但し、全ト協助成期間外のみ助成)	会費請求台数分まで全ト協と神ト協 の助成を併せて上限5台
トルク・レンチ	対象経費の1/2上限 30,000	対象経費の1/2 上限30,000 (但し、全ト協助成期間外のみ助成)	1営業所につき1台まで全ト協と神ト協 の助成を併せて上限5台

注1：対象経費とは、本体価格と取付費用を合計した額をいい、消費税及び地方消費税は対象経費に含めない。

2：ドライブレコーダー装置及びEMS装置の1台あたりの助成総額について、対象経費の1/2を超えての助成は行わず、神ト協助成額を調整するものとする。なお、助成総額とは、神ト協・国・他団体等の助成金額を合計した額をいう。

3：会費請求台数とは、会員事業者が協会に対して申告した、令和7年1月1日現在のエンジン付き車両の車両数のことをいう。

4：助成上限台数については、全ト協分・神ト協分ともに適用する。

5：車両1台につき対象装置はそれぞれ1台まで助成する。

<別表 2>安全機器等助成申請必要書類

『安全機器等導入促進助成金申請書』に下記書類を添付し、必ず2部作成すること。

添付書類	
①	安全機器等導入助成チェックシート
②	安全機器等装着兼販売証明書（指定様式、写し不可）
③	装着した車両の自動車検査証（電子化された自動車検査証にあつては「自動車検査証記録事項」）の写し（台数分・有効期限内のもの）
④	国の補助金交付を受けていない旨の誓約書（指定様式、写し不可） 【全ト協助成を申請する場合必要】
⑤	買取の場合 機器名称、型式、本体価格・取付費用の単価等が記載された請求書及び領収書
	リース契約の場合 1. 機器名称、型式、本体価格・取付費用の単価等が記載された見積書の写し 2. 装着車両No・リース開始日等が記載されたリース契約書（物件借受証・物件受領書等のリース契約書に付随する書類を含む）の写し
	割賦購入契約の場合 1. 機器名称、型式、本体価格・取付費用の単価等が記載された見積書の写し 2. 装着車両No・割賦開始日等が記載された割賦購入契約書（物件借受証・物件受領書等の割賦購入契約書に付随する書類を含む）の写し
⑥	【側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)・側方衝突監視警報装置の助成申請の場合のみ必要】 請求書又は領収書等にて、当該機器を左側方に導入したことが確認出来ない場合、左側方にカメラを装着したことが判別できる 写真 を添付すること
⑦	【IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器の助成申請の場合のみ必要】 Gマーク事業所認定証の写し
⑧	【トルク・レンチの助成申請の場合のみ必要】 1. 「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認が出来るカタログ等、もしくは、請求書又は領収証等にて締め付け能力を有する旨を付記すること 2. 車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する営業所を確認するための自動車検査証（電子化された自動車検査証にあつては「自動車検査証記録事項」）の写し

(備考)

- 安全機器等装着兼販売証明書に下記の記載及び添付をすること。
 - 取付費用が発生しない場合は、本体価格のみ記載すること。
 - IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入については、取付費用の記載の必要はないが、事業用貨物自動車1台につき携帯型アルコール検知器1台が上限となるので、機器を使用する車両ナンバーの記載及び**車検証自動車検査証記録事項の写し**の添付が必要。
 - トルク・レンチの導入については、取付費用の記載の必要はないが、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する営業所につきトルク・レンチ1台が上限となるので、機器を使用する営業所に配置されている車両ナンバー（1台分）の記載および**車検証自動車検査証記録事項の写し**の添付が必要。
 - 各機器種類ごとに1台ずつ記入すること。
- 見積書・請求書について、機器の単価等が不明確なもの、また、請求・領収金額が不明確なものについては受理できません。
- 添付書類等、不備のある申請書の受付はできません。